

京都市告示第377号

建築基準法等の一部改正に伴い、平成26年3月31日京都市告示第574号（京都市建築基準法施行細則第15条第1項第5号に規定する市長が定める敷地）の一部を次のように改めます。

平成30年10月26日

京都市長 門川 大作

第1項各号列記以外の部分中「第43条第1項本文」を「第43条第1項」に、「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に、「がけ地, 川」を「崖地, 川」に、「当該がけ地等」を「当該崖地等」に改め、第1項第3号中「はさまれた」を「挟まれた」に改めます。

附 則

この告示は、公布の日から施行します。

(都市計画局建築指導部建築指導課)